

総社市立保育所条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第5号

総社市立保育所条例を廃止する条例

総社市立保育所条例（平成17年総社市条例第127号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（総社市立認定こども園条例の一部改正）
- 2 総社市立認定こども園条例（平成26年総社市条例第36号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（休園日） 第9条 教育時間相当利用児の休園日は、総社市立学校管理規則（平成17年総社市教育委員会規則第8号）第3条中幼稚園の休業日に係る規定を準用するものとし、教育及び保育時間相当利用児の休園日は、<u>日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までとする。</u></p>	<p>（休園日） 第9条 教育時間相当利用児の休園日は、総社市立学校管理規則（平成17年総社市教育委員会規則第8号）第3条中幼稚園の休業日に係る規定を準用するものとし、教育及び保育時間相当利用児の休園日は、<u>総社市立保育所条例（平成17年総社市条例第127号）第3条中休所日に係る規定を準用する。</u></p>